

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の監査結果を、同条第5項の規定により次のように公表する。

令和6年4月10日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

1 監査の請求

令和6年2月14日付けで、監査の請求があった。

2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を別紙のとおり請求人に通知した。

新 監 4 ・ 6 ・ 1
令 和 6 年 4 月 1 0 日

請求者 様

新城市監査委員 夏 目 道 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

新城市職員措置請求に基づく監査の結果について（通知）

令和6年2月14日付けで提出のあった住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、書面により下記のとおり監査の結果を通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (略)

住所 新城市 (略)

2 請求書の提出

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 住民監査請求書 | 令和6年2月14日 |
| (2) 補正書 | 令和6年2月22日 |
| (3) 証拠書類の提出（追加） | 令和6年3月 5日 |

3 請求の内容

請求書による主張事実の要旨及び求める措置は次のとおりである。

- (1) 主張事実の要旨及び求める措置（請求人提出の原文のとおり）

① 本件概要

請求人は令和■年■月議会にて、新城市議会に陳情を行った。

その後、自身の発言や討論の内容を確認したく市議会HPを度々確認していたが一向に掲載される気配が感じられなかった。

その為、令和5年12月初旬に議会事務局に掲載されていない理由を問い合わせた所、以下の通りの回答があった。

「令和4年契約事業者が作成した本会議録・委員会記録の第一稿の精度が、議会事務局が期待していたものよりも低く、間違いが多かったため修正に多くの時間を要し、本会議録の作成を優先したこともあって委員会記録の作成が大幅に遅れたことによるものです。」

この回答に対して請求人は、「契約事業者は債務不履行ではないか」「成果物に瑕疵（契約不適合）があるのではないか」「行政側の指示に瑕疵があったのではないか」などの指摘をしたが、いずれにおいても、その事実を認めることが無かった為、監査委員による判断を求めるに至った。

② 請求の趣旨

議会事務局 議事調査課は、成果物が契約不適合（資料①及び②）であるにも関わらず、その判断を誤り、「新城市業務委託契約約款」（資料③）12条3項、ならびに13条1項及び3項、16条2項（後に16条1項2号に補正）、19条の権利の行使を怠った

本件成果物が不適合である根拠は以下の通りである。

(1) 議事録を作成する目的を果たしていない。

議事録作成の目的は、会議参加者に向けた「備忘録」としての役割や、会議に参加していない人に向けた「会議内容の伝達」の役割があると考えるのが一般的である。

本件成果物は、納品された時点でそのような役割を果たしておらず、現在、その役割が果たしているのは、（資料④-②）「間違いが多かったため修正に多くの時間を要し…」とあるように、議事調査課の職員による多大な修正作業によるものであり、契約不適合である。

(2) 契約事業者を指名競争入札で決定していること。

本件契約は指名競争入札で決定している。（資料⑤）参加条件は「本市への入札参加申請で、その他業務委託（速記）を希望している登録業者より、過去の同一案件における指名及び応実績を考慮した業者を選定した。」と記載されていることから、契約書や仕様書に改めて明文化されていなくとも、発注者である新城市は、成果物に、“ある一定の品質や精度を黙示的に要請している。”と考えるのが極めて妥当である。

よって、その期待に添えていない本件成果物は契約不適合である。

(3) 近隣の自治体との比較

近隣の自治体に議事録の運用に関する問い合わせを行った所、条例や規則などに明文化されてはいないが、次に開催される会期までにHP上に議

事録を掲載するという運用がなされている。(資料⑥-1から4) 社会通念に照らせば、そのような運用が常識だと思われるが、次の会議に間に合わないばかりか、逆に著しい遅れを引き起こしている本件成果物は、明らかに契約不適合である。

以上の点から、本件成果物は明らかに契約不適合である。

であるにも関わらず、『契約では「本会議録音データ反訳及びその製本、委員会の録音データ反訳」の納品を求めており、これが納品されない場合は「瑕疵(契約不適合)」となり得ますが、令和4年の契約業者は納品をしており、契約を履行していたため、本委託において契約業者、議会事務局ともに民法上でいう「瑕疵(契約不適合)はなかったものと考えています。」(資料⑦中段)との議事調査課の判断は明らかに不当であり、地方自治法14条2項(後に2条14項に補正)と照らした場合、違法であると言える。

③ 新城市の損害について

本件損害の前提条件を以下のとおりとする。

- (1) 会議の時間を仕様書(資料②)「2 数量」から引用し、160時間とする。
- (2) 議事調査課が、議事録の確認・修正作業ができない期間として、①本会議開会中(およそ3週間)と、②議事録が納入されるまでの期間(およそ1週間)と仮定し、その両方を合算し1か月とする。
- (3) 議事調査課職員の時間単価は、秘書人事課からの回答(資料⑧)に基づき、2,205円/hとする。
- (4) 通常、議事録の確認・修正に要する作業時間は、議事調査課職員の「確認をする音声データの2倍から3倍」との証言から、最低値の2倍を採用する。

計算方法

年間の会議の時間160時間×確認・修正に要する作業時間2倍=320時間。

12か月の内、確認作業を行えるのは、12か月から議会の開会する4か月を引いた8か月。

320時間を8か月で割る事で、一か月当たりの議事録の確認・修正を行う作業時間は40時間となる。

令和6年1月時点で、HP上への委員会議事録の掲載は6か月遅れている為、その期間に40時間をかけると240時間となる。

この240時間に職員の時間単価2,205円をかけると、529,200

0円となる。

この職員の人件費は、納入された議事録の精度が期待を満たしていれば発生していないものであり、それらの原資は税金であることから、新城市に財務会計上の損害を与えたと言える。

議事調査課職員の回答（資料⑨）にあるように、精度が低かったことにより余計にかかった作業時間は証明は不可能であるが、精度が低かった事により発生した遅れを取り戻すために発生する作業時間は予算案として提出が可能である為、「新城市住民監査請求の参考資料」4ページ(4)にある「財産的損失が生じるおそれがある」事実に該当する為、住民監査請求の要件を満たしている。

④ どのような措置を請求するのか

- (1) 本件契約事業者の納入した成果物の精度を再度検証し、それに伴い発生したHP上への委員会議事録掲載の遅れを取り戻すために必要な職員の人件費を算出し、契約事業者に対して「契約不適合による損害賠償請求」を行う事を求める。
- (2) 現在、著しく遅れている委員会議事録のHPへの掲載を、他の自治体同様の正常な状態にすべく、必要な人員（工数）の確保と予算案の提出を議会に対して行うことを求める。

⑤期間の経過について

契約の満了日が、令和5年3月31日となっている為（資料①業務期間）、本件請求は監査請求のできる期間内である。契約では各会期ごとに期限が定められていない為、すべての成果物が監査の対象となる。

議会事務局 議事調査課は成果物の検査後、契約業者に対して「精度を向上させる様話している。」（資料⑨-③）とあるように、不適合を通知している為、民法637条「目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限」は適用されない。

また、本件契約業者が最後に納入した議事録が、HP上に掲載されたのは令和5年8月31日とのこと（資料⑨-②）なので、「財務会計上の怠る事実が終わった日」から1年は経過していない。

また、仮に1年が経過していても、委員会の議事録について、HP上へ掲載すべき期限が設定されていない為、市民（請求者）が遅れている事を認識することは極めて困難である為、本件には正当な理由が存在する。

- (2) 事実証明書（添付は省略した。）

資料① （新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託）契約書

- ② (新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託) 仕様書
- ③ 新城市業務委託契約約款
- ④ 電子メール「Re:Fw:【新城市公式ホームページ】新城市へのお問い合わせ」(差出人:議事調査課)
- ⑤ (新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託) 入札・見積参加有資格者調書
- ⑥-1 電子メール(豊川市議会事務局)「Re:本会議及び委員会の議事録に関する問い合わせ」
- ⑥-2 電子メール(豊橋市議会事務局)「Re:回答(豊橋市):本会議及び委員会の議事録に関する問い合わせ」
- ⑥-3 電子メール(蒲郡市議会事務局)「Re:【蒲郡市議会事務局】議事録の取扱いについて(お問い合わせへの回答)」
- ⑥-4 電子メール(田原市議会事務局)「Re:本会議及び委員会の議事録に関する問い合わせ」
- ⑦ 電子メール「Re:【新城市公式ホームページ】議会事務局議事調査課へのお問い合わせ」
- ⑧ 電子メール「Re:【新城市】令和4年度の議会事務局(一般行政職)の平均時給について(回答)」
- ⑨ 電子メール「Re:【新城市公式ホームページ】新城市へのお問い合わせ」
- ⑩ 電子メール「【回答】令和4年度新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託契約について」(令和6年3月5日追加資料)

(3) 補正書(令和6年2月22日提出)

- 1 「②請求の趣旨」中、(新城市業務委託契約書約款)「16条2項」を「16条1項2号」に改める。
- 2 「②請求の趣旨」中、「地方自治法14条2項と照らした場合、違法であると言える。」を「地方自治法2条14項と照らした場合、違法であると言える。」に改める。

(4) 証拠書類の提出(令和6年3月5日追加分・請求人提出の原文のとおり)

- 1 請求人が「②請求の趣旨(2)」で主張する、「契約書や仕様書に、“ある一定の品質や精度を黙示的に要請している。”と考えるのが極めて妥当である。」との主張を補強する為に、新城市役所財政課からの回答(資料⑩)を追加で提出する。本文では、本件委託業者を決める方法として指名競争入札を選択した理由として、「本件業務に不案内で経験(実績)がなく粗雑な業者が落札される恐れを排除する目的で…」と書かれており、議事調査課が主張する『契約では「本会議録音データ反訳及びその製本、委員会の録音データ反訳」の納品を求

めており、これが納品されない場合は「瑕疵(契約不適合)」となり得ますが…』との認識が誤りであることの証拠である。

以上

第2 請求の受理

本件請求は、第242条第1項に規定する要件を具備するものと認め、令和6年2月22日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

本件請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述等

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和6年3月5日に新たな証拠書類(資料⑩)の提出があった。また、令和6年3月6日に請求の要旨を補足するための陳述を行い、請求の趣旨に対する疑義について聴取を行った。その際、地方自治法第242条第8項の規定に基づき、関係執行機関の職員の立ち会いを求めた。

なお、請求人の陳述は、概ね請求書の記載に沿って行われた。また、聴取により確認した主な内容は次のとおりである。

【確認事項】

- (1) 監査請求の対象とする行為(違法又は不当な財務会計行為)は、「契約の締結又は履行」に当たるとする主張を確認した。
- (2) 対象の行為となる「新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託契約」は、令和4年度に係るものであることを確認した。(以下「本件契約」という。)
- (3) 本件契約が契約不適合となる理由については、資料①及び資料②に記載された仕様や条件が果たされていないことであり、補足として資料⑩を追加で提出したことを確認した。
- (4) 契約不適合とする具体的な理由については、本件成果物が「会議内容の備忘録及び伝達」という議事録としての役割を果たしていないことを確認した。
- (5) 本件請求に係る損害については、議事録の確認・修正に要する人件費という認識であることを確認した。
- (6) 発生した作業に係る人件費分は予算案として提出でき、このことが「財産的損失が生じるおそれ」である、という主張を確認した。
- (7) 損害となる人件費の算出については、議事録の修正に要した時間が算出できないとの市からの回答により、通常の品質である場合に要する作業時間をもと

に遅れた期間を取り戻すために要する人件費に変換して算出したものであることを確認した。

2 監査の対象部局等

請求書及び提出された証拠書類等から、議会事務局議事調査課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を求めるとともに、令和6年3月19日に議会事務局次長兼議事調査課長、同課副課長及び同課主任（以下「議事調査課長ら」という。）の出席を求め、本件請求に関する同日までの状況及び見解を確認する聞き取り調査を行った。

(1) 本件請求に対する議事調査課の説明の要旨及び聴取により確認した主な内容は次のとおりである。

令和3年度と令和4年度では、これまでの業者から新しい業者に代わったという点が1点。令和4年度の人事異動で担当者が異動となり、別の担当者が業務を引き継いだという点が1点。4年度の契約の事務手続きについて、債務負担行為により1月、2月頃に契約をするところ、債務負担行為の手続きを失念したため、令和4年4月の契約となり、2か月遅れという点が1点。以上の3点が要因としてある。

契約不適合については、令和4年度の仕様書にある録音データ反訳、版下調整という仕様で業務内容を示している。いわゆる文字起こしをしたデータ、初稿を納めてもらうという認識です。初稿データとしては契約期間内にすべて受領している。令和3年度以前の契約業者と比べると精度は落ちるものの、全く使えないとか、また一から事務局が作業し直すというものはなかった。

「仕様書に改めて明文化されていなくとも、ある一定の品質や精度を黙示的に要請している。」については、ある一定の精度というのがどこまでというのは、特定もしづらい。令和4年度の成果物、いわゆる初稿の段階でそこをもって直ちに契約不適合、瑕疵として認めるところまでは、至っていないと判断している。よって検査も合格、支払いをした。

人件費の損害賠償については、令和4年6月定例会分から納品された初稿データ、デジタルデータを加工し、事務局で単純な訂正等を行った上で、紙での校正を課内で行った。やれる範囲で時間的なものを確保した。主担当者の時間外勤務は多少は増えているが、新たな作業によるものだけという特定はできないので、損害賠償の対象をこれをもって特定するのは困難と考えている。

令和4年度の業者には、精度を上げるようお願いした。改善は見られても、まだ少し手直しが必要な状況があった。少しでも早くできるような体制、事務手続きで、4年度の途中までは主担当を中心に全体的に校正作業していたので、主担当の負担が大きかったため、改善点として作業方法の見直しを行った。初

稿の段階で単純な名前とか、例えば単語とか、誤表記みたいなものはWordの機能で一遍に置き換え、整理した上で事務局内で回す手順を一つ入れた。

令和5年度にも事務の改善ということで主担当者の事務負担の軽減と事務の平準化、事務の効率化という観点から、役割分担を設けて進めている。

本会議の会議録を優先し、そちらの作業も一人に集中しない分散した形で、同時進行ができるようスケジュール管理、事務の効率化、早く処理ができるように目指している。

現状遅れはあるが、本会議の会議録を優先し、次の定例会が始まる頃には、ホームページで検索できるという状態です。今は次の定例会を目指して本会議の議事録は処理できている。委員会の会議録は、本会議優先になりますので、現状ですと令和5年6月分がアップできるというところで、9か月ほど遅れがあります。今同時進行で9月定例会もほぼ作業の方が進んでいますので、ここ1、2か月で9月分をアップできれば、半年以内遅れぐらいで作業が進んでいる。

今12月の作業に取りかかるので、本会議が3か月を目安とすると、そこから2か月から3か月程度で、委員会の記録はホームページ上に公開したいと考えている。この辺は目安であり、議会の会議規則や委員会条例とかで、特にいつまでにとか、何か月という決めはない。今までの慣例を目安にやってきたというのが現状です。

【確認事項】

① 遅れの認識・状況

- (1) 議事録のHPへの掲載の遅れについて、遅れの認識はあるものの、これまでも委員会終了後10か月程度の遅れで掲載していることはよくあり、許容範囲内との認識であることを確認した。
- (2) 請求書に記載された、「令和4年契約事業者が作成した本会議録・委員会記録の第一稿の精度が、議会事務局が期待していたものよりも低く、間違いが多かったため修正に多くの時間を要し、本会議録の作成を優先したこともあって委員会記録の作成が大幅に遅れたことによるものです。」という議事調査課の回答は事実であることを確認した。
- (3) 遅れていた時期は、令和4年3月の委員会記録が令和5年1月の掲載ということで10か月の遅れがあったことを確認した。その原因としては、1点目として令和4年度に業者が代わり、初稿の精度が落ちたという点。2点目として、議事調査課の担当者も異動に伴い交代し不慣れであった点。3点目として令和4年度分の契約は本来であれば令和3年12月定例会において債務負担行為で予算措置し、令和4年2月に契約し、3月定例会の議事録作成

に着手する予定であったが、当時の担当者が債務負担行為の予算措置を失念し、令和4年4月に業者を決定することになり、着手が遅れたことを確認した。

- (4) 委員会記録をHPに掲載する時期について、「通常、会議終了後3～4か月程度で掲載をしております。…5～6か月程度の遅れとなっております。」との認識を示しているが、議会事務局が想定する標準的な時期・期限については、会議終了後3か月から4か月後程度で掲載することが一番良いと考え、期限は特に設けていないため、令和2年、3年頃までは、10か月程度の遅れというのは、常態化していたような状態であったことを確認した。
 - (5) 議事録の公開について、行政実例では「会議の都度すみやかに調製すべきもの」とあるものの公開の時期に係る定めは特にないと思われる。公開の遅れに対して、議会事務局として許容できる範囲については、6か月程度の遅れ、最大で11か月という遅れは確認しているため、その程度までなら何とか許容できると考えていたことを確認した。
 - (6) 令和4年に行った契約が遅れの原因のようであるが、令和4年分のHP掲載は令和5年8月31日にすべて終わっており、その後の令和5年3月定例会分の掲載も4か月以上を要している。現在、令和5年6月定例会分の掲載もされていない。令和5年度の契約分についてもペースが上がっていないようであるが、なぜ現在も遅れが続いているのかについては、令和4年が全般的に新城市議会の傾向として、委員会記録のボリュームが12月、3月は、大体2倍から3倍になる。3月定例会の委員会は、当初予算の審査をする関係でボリュームが大きいということを確認した。
 - (7) 令和3年度以前にも遅れが生じたことはあったのかについては、以前にも遅れが生じていた時期はあった。令和2年11月から令和3年2月に会計年度任用職員の方が来て、遅れを解消するまでは11か月から7か月ぐらいの遅れというのが常態化していた。原因は、事務局の体制もよくなかったということを確認した。
 - (8) 掲載の遅れに関する問い合わせや苦情の状況については、元職員からちょっと遅れているという指摘があったが、その他は問い合わせ、苦情はなかったことを確認した。
 - (9) 仕様書に議会毎の納期を定めていないことについては、令和2年以前は担当者同士で納品時期を協議して作業を行っており、契約書に記載してなかった。それで十分だったということを確認した。
- ② 精度不足・遅れに対する議事調査課の対応
- (1) 「…精度が、議会事務局が期待していたものよりも低く、間違いが多かったため修正に多くの時間を要し、…」に対し、事務局がとった対応について

は、電話やメールで間違いを減らすようたびたび伝えており、間違いが多い時は、もう1回内容を見直して修正して納品するよう指示したことを確認した。

- (2) 令和4年6月委員会分、令和4年9月本会議分から作業の方法を変え、それにより遅れが多少は改善されたことを確認した。
- (3) 遅れの発生を避けるために時間外勤務で対応したこと、また作業の方法の変更により対処したことを確認した。

③ 校正作業

- (1) 委託業者と議会事務局の役割分担、線引き、作業の流れ（手順、要する時間、校正の回数、担当者等）については、素起し、ケバ取り、整文の一連の作業は業者が行い、初稿を市に納品し、市は、その音声を聞きながら納品された初稿をチェックして、誤りや整文された部分の調整等を行うことを確認した。
- (2) 議事調査課が初稿に求めるものについては、令和4年度分について速さは問題なく、精度は期待していた水準ではなかったということを確認した。
- (3) 令和4年度に校正の回数が増えた理由については、業者の納品したものに赤ペンで赤を入れ相手方に返して、それを修正したものが市に再度納品されるが、一部赤を入れた部分が修正されずに納品されてきて、また再度赤を入れて返すということがあったことを確認した。
- (4) 音声データの業者引渡しについて、令和3年度は会議開催日ほぼ即日での送付を行っているが、令和4年度では開催から送付までに3か月半を要しているが、理由については、本会議と委員会を同時に送ると、業者が委員会に気を取られ本会議にかける時間が相対的に減って、本会議の精度が落ちてしまうということ避けたかったので、あえて遅らせていたことを確認した。
- (5) 令和4年度分について、前年度から担当者が代わっている。前任者のやり方から基本的には変わってなかったが、整文の加減とかがわからずにかなり時間を要してしまったことを確認した。
- (6) 令和4年度契約分の校正作業について、主担当以外にも作業を事務局職員に分担して、遅れを解消すべきだったことを確認した。
- (7) 令和4年度分の校正作業に対する認識について、精度が悪かった点が多いが、作業の分担等について改善すべき点があったということを確認した。

④ 成果物の精度に対する認識

「契約では『本会議の録音データ反訳及びその製本、委員会の録音データ反訳』の納品を求めており、…、令和4年の契約業者は納品をしており、契約を履行していたため、本委託においては契約業者、議会事務局ともに民法上で言う『瑕疵』はなかったものと考えております。成果物についてはこ

らが期待していたよりも精度が低いと感じましたが、これは契約書に記載のない点であり、これをもって『瑕疵』とは言えません。委託業者には改善を要望し、委託業者でも努力をされていたようには感じましたが、こちらが期待していた精度には到達しませんでした。」とある。

- (1) ここで言う精度の低かった「成果物」とは、「版下調製済みページ付き原稿」ではなく、初稿を指していることを確認した。
- (2) 成果物に対する検収作業について、令和5年度以降については誤りの率を計算、計測しているが、令和4年度は精度に関する基準がなかったことを確認した。

⑤ 版下とは（議事調査課の認識）

- (1) 仕様書に「委員会記録の納品は版下調製済みページ付き原稿1部…」と記載がある。「版下」とは一般的に「製版の元となる、仕上げられた原稿」をいうもの、つまり修正が全て完了した状態の原稿だと想像するが、議事調査課の版下に対する認識については、反訳データ、反訳した原稿、程度の認識であったことを確認した。

⑥ 誤訳等、誤りに係る率

- (1) 令和4年度委託分に係る成果品（初校）について、「整文範疇以外の明らかな誤聴・誤訳・体裁間違い・ミスタッチによる誤り」は、契約になかったもので、計測はしていないが、体感的には0.1%を上回っていたように思ったことを確認した。

3 監査の対象事項

本件請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、（本件）令和4年度に交わされた新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託契約の履行が、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な契約の履行」に該当するか否かについて監査の対象事項とした。

第4 監査の結果

監査の結果、違法若しくは不当な契約の履行にあたらなため、請求人の主張には理由がないものと認められた。

したがって、地方自治法第242条第5項に基づき、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べる。

1 事実関係の確認

請求人の請求書及び事実証明書、監査対象部局からの提出書面及び監査対象部局の説明並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めた。

(1) 地方自治法について

地方自治法では、地方公共団体の事務の基本原則について、次のとおり規定している。

第2条 (略)
②～⑬ (略)
⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
⑮～⑰ (略)

(2) 民法について

民法では、契約不適合責任の期間制限について、次のとおり規定している。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)
第637条 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
2 (略)

(3) 新城市業務委託契約約款について

新城市業務委託契約約款（以下「約款」という。）では、検査及び契約不適合責任等について、次のとおり規定している。

(検査及び引渡し)
第12条 (略)
2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行と共に損害の賠償を請求することができる。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は同項の請求をすることはできない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしたとき。

(3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、発注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、第12条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 (略)

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号いずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) (略)

(2) この契約の業務を履行できないことが明らかであるとき。

(3)~(8) (略)

(協議解除)

第19条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約

を解除することができる。

(4) 仕様書について

本件契約に係る仕様書には、次のとおり記載がある。

業務内容

- ・本会議会議録、委員会記録の録音データ反訳・版下調製。
- ・本会議会議録の納品は版下調製済みページ付き原稿1部、製本2部（原本保存用）及びMicrosoft Word形式で入力されたCD-R等の記録媒体1枚を納入すること。
- ・委員会会議録の納品は版下調製済みページ付き原稿1部及びMicrosoft Word形式で入力されたCD-R等の記録媒体1枚を納入すること。

ア 令和4年度の契約に係る仕様書について、精度に関する記載はない。また、各定例会等それぞれの議会毎の会議録作成について期限の定めがない。

イ 成果品に対する精度について、令和5年度の契約からは「全国議事記録議事運営事務研修会」における講師の意見を参考に「初校は、整文範疇以外の明らかな誤聴・誤訳・体裁間違い・ミスタッチによる誤りを0.1%以下とし、…」との記述を加えている。

ウ 仕様書では委員会記録に係る成果品について「版下調製済みページ付き原稿」を求めているが、議事調査課の認識としては以前から反訳及び初稿程度を想定したものであるという認識であり、「版下調製済みページ付き原稿」の納品後も議事調査課による手直しを加えることが常態化していた。これは、実態に合わせるために令和5年度契約に係る仕様書で「版下調製済みページ付き原稿」を削除する見直しが行われたことから窺うことができる。なお、この見直し案は令和4年度中に作成されている。

(5) 契約不適合について

ア 本件請求人は、令和4年度に行った「新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託契約」について、議事調査課の修正がなければ成果品が議事録としての体をなさないため、議事録を作成する目的を果たしていないとして、本契約を契約不適合に当たると主張している。

イ 議事調査課は、納品された成果品について、市が求める仕様書の基準を満たしているため、「民法上で言う『瑕疵』はなかった」との認識を示している。

ウ 本件契約に係る約款第12条第2号に基づく完了検査については、3月定例会本会議・6月定例会本会議・9月定例会本会議・12月定例会本会議・3月定例会委員会・6月定例会委員会・9月定例会委員会・12月定例会委員会の会議録の納入時にそれぞれ行っており、いずれも合格として処理され

ていることが支出命令書の検査検収欄から確認ができる。

(6) 市の損害について

本件請求人は本件請求に係る損害について、議事録の確認・修正に要する人件費であると主張している。

(7) 新城市議会会議録（以下「会議録」という。）の閲覧（公開）について

ア 本会議録については、インターネット上の新城市議会会議録検索（外部サイト）により公開されている。

イ 予算・決算委員会記録及び委員会記録については、新城市のホームページ内で公開がされている。

ウ 議事調査課ではアの本会議録の公開を優先しており、公開の遅れは主にイの各委員会記録に見られる。

(8) 会議録公開の遅れとその認識について

ア 過去の遅れについて、平成31年3月から令和5年3月までの定例会のうち公開まで6か月以上を要しているものを次のとおり確認した。

- ・ 平成31年 3月定例会：令和2年 2月公開（11か月後）
- ・ 令和 元年 6月定例会：令和2年 3月公開（ 9か月後）
- ・ 令和 元年 9月定例会：令和2年 7月公開（10か月後）
- ・ 令和 元年12月定例会：令和2年 7月公開（ 7か月後）
- ・ 令和 2年 3月定例会：令和3年 1月公開（10か月後）
- ・ 令和 2年 6月定例会：令和3年 4月公開（10か月後）
- ・ 令和 2年 9月定例会：令和3年 4月公開（ 7か月後）
- ・ 令和 4年 3月定例会：令和5年 1月公開（10か月後）
- ・ 令和 4年 6月定例会：令和5年 3月公開（ 9か月後）
- ・ 令和 4年 9月定例会：令和5年 6月公開（ 9か月後）
- ・ 令和 4年12月定例会：令和5年 8月公開（ 8か月後）
- ・ 令和 5年 3月定例会：令和6年 1月公開（10か月後）

イ 令和2年11月に臨時的な業務を補助させるために会計年度任用職員1名の採用があり、この職員は会議録作成業務にも当たることとなった。令和元年度以降で見ると、令和2年9月定例会分までは公開の遅れが常態化していたが、会計年度任用職員の採用によりそれまでの遅れが解消の方向に向かった。この会計年度任用職員については、臨時的な業務の終了を理由に令和3年度の採用については更新されることはなかった。令和3年度に開催された議会に係る会議録の公開に遅れが見られないのは、それまで溜まっていた未公開分が令和2年度中に順次処理されたことにより、遅れの状態化が解消されたことによるものである。

ウ 令和4年3月定例会分から再び公開の遅れが発生している。

エ 議事調査課は、令和5年12月21日付けの本件請求者へのメールで「令和4年契約事業者が作成した本会議録・委員会記録の第一稿の精度が、議事事務局が期待していたものよりも低く、間違いが多かったため修正に多くの時間を要し、本会議録の作成を優先したこともあって委員会記録の作成が大幅に遅れたことによるものです。」との回答をしており、委員会記録の遅れを認識している。

オ 議事調査課では、令和4年度の業務について遅れに対する認識はあったものの、過去にも遅れが生じたことがあったため、許容範囲内の遅れとして掲載を殊更急ぐ必要があるという意識はなかったとのことである。

(9) 契約内容の変更について（債務負担行為）

令和2年度までの契約については業務対象期間を4月1日から翌年3月末日の1年間として、当該年度に行われる3月定例会（この場合は令和3年3月議会）を当該年度の契約に含めていたがこの契約では3月定例会分の作業時間を3月末日までの半月程度しか確保できないため、反訳や校正に十分な時間を掛けることが難しかった。このことから、一旦令和3年度の契約に係る業務対象期間を令和3年4月から同年12月までの9か月間とし、翌令和4年度の契約から業務対象期間を前年度の1月（この場合は令和4年1月）から同年12月までの1年間とし、3月定例会分については翌年度の契約で行い十分な時間を確保できるように変更した。更に3月定例会分に係る作業を会議開催直後から始めることができるように、契約については債務負担行為の制度を利用することとし、これにより前年度中での契約締結及び業務開始を予定していた。ところが令和4年度契約分については、債務負担行為に係る議案の12月定例会への上程を失念したことから契約締結が4月8日に遅れたため、2月後半から始まる3月定例会分の反訳依頼が4月中旬となり、ここで約2か月の遅れが生じることとなった。

(10) 人事異動による担当者の交代

ア 令和4年度に係る議事録作成業務について、それまでの担当者が人事異動により外れたため、新たに別の職員が業務を担当することとなったが、校正作業、特に整文の判断に対してはそれまでの担当に比べて不慣れな部分があり、校正作業には前任者以上の時間を要している。

イ 令和4年度途中に、校正に関する業務について課内全員に割り振ることによって改善を図っている。

(11) 新規業者との契約

契約業者の選定については指名競争入札により決定しているが、本契約に係る業者は、それまでの業者から代わった新規の業者となるため、校正作業に係る認識の共有が十分ではなかった。

(12) 業務執行について

ア 契約業者は、発言を正確に文章化できない場合がある。これは、専門的な用語・単語については、発言者などの関係者に確認をしたり辞書や文献で調べたりするなどして必要があれば訂正を行い、議事調査課による整文も加えた上で関係者の最終的な承認を得て完成版の会議録とする必要があるため、発注者側の修正は必ず行われるものであり、この作業による遅れが発生するケースは以前から度々あったとのことである。なお、「整文」とは、テープ起こしにより文字化した文章をより読みやすくする作業であり、整文を行う度合は議事調査課の編集方針に左右されるものである。

イ 音声データの契約業者への引き渡しについて、令和3年度までは会議開催直後に行われていたが、令和4年度では特に委員会に関するものに月単位の遅れが見られた。

2 監査委員の判断

1の事実関係の確認に基づき、令和4年度に係る「新城市議会会議録・委員会記録作成業務委託契約」（以下「本件契約」という。）が契約不適合に当たり、違法若しくは不当な契約の履行に該当する事実があるか否かについて監査を行った。

(1) 本件請求人は、本件契約について、その成果物が「会議内容の備忘録及び伝達」という議事録としての役割を果たしていないため契約不適合であり、住民監査請求の対象となる行為「違法若しくは不当な契約の履行」に該当すると主張している。また、議事録としての役割を果たしていない具体的理由としては、議事録の市ホームページ（以下「HP」という。）への掲載の遅れを挙げて、納品物の精度不足が原因で議事調査課による修正作業に多くの時間を要しているとしている。さらに、この修正作業に対する人件費を新城市の損害として契約業者に損害賠償請求することを求めている。

(2) 納品物の精度不足として初稿に係るものが挙げられているが、初稿に関しては完成に向けた過程のものであるため仕様書の中で具体的に精度を求めることはなく、その認識の確認及び共有は契約の当事者同士が業務を進める中で行うことになる。議事調査課は令和5年12月21日付けのメールで初稿の精度不足を遅れの理由としていることが確認できるが、実際に本件契約に係る初稿の校正状況を他の年度のものと比較してみると、修正箇所の多さは認められるものの、それがHP掲載の遅れに大きく影響するまでには至らないものであると判断された。このことから、実際の遅れにつながった原因を洗い出し、それが精度不足に起因するものかどうかについても確認した。

(3) 議事調査課としても委員会記録の遅れを認識しているが、1-(8)に記載した

とおり掲載まで6か月以上を要しているような遅れは以前から度々生じていたことが確認できるため、その原因は令和4年度の契約業者による精度の問題だけではないことが窺える。監査で調査した限りでは、次の問題が確認された。

ア 以前から度々遅れがあったことから、遅れる要素はもともとあったと考えられる。これは、会計年度任用職員の採用に伴い遅れが解消していることから、主に議事調査課の人員不足に起因するものと考えられる。

イ 仕様書に具体的な要求の記載がないため、担当者の判断に左右される部分が多く、適切な指示がなければ成果品のレベルが一定しないことが考えられる。

ウ 成果品に対する認識が曖昧であり、もともと十分な精度を求めてなかったため、整文をはじめ校正作業を納品後も行うことが常態化していた。

エ 仕様書に議会毎の最終の成果品についての納期限が定められていないため、遅れを防止することにつながっていない。

オ 掲載の遅れは珍しいものではなく、遅れに対して積極的に解消する意識が希薄であった。

カ 令和4年度の履行に関しては、議事調査課の不手際が原因ではあるが、契約方法の見直しに伴って着手に約2か月の遅れが発生している。

キ 前年度までの担当者が異動したため、業務に不慣れな職員が作業に当たっている。

ク 令和3年度までは会議開催直後に行われていた音声データの契約業者への引き渡しについて、令和4年度では月単位の遅れがある。適切な校正作業の手順が踏まれているか疑問である。

(4) 遅れはこれら(3)で記した様々な要因が重なった結果であり、精度に関してはその中の要因の一つに過ぎないと思われるため、これを令和4年度に係る業務に限定してその精度不足が看過し得ないものであるとまでは言えないと判断した。

(5) また、この複合的な要因の中から精度に係る部分を特定することも困難であるため、この点からも業者の責任を認めて契約不適合とすることは適当でないと考える。

(6) さらに本件請求人の主張として、「議会事務局 議事調査課は成果物の検査後、契約業者に対して『精度を向上させる様話している。』（資料⑨-③）とあるように、不適合を通知している為、民法637条『目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限』は適用されない。」とあるが、この契約業者に対する通知は校正段階の時点での納品物に対するものであり、成果品の検査について議事調査課は合格の判断をしており、不適合の通知をしているとは認められない。

(7) 「著しく遅れている委員会議事録のHPへの掲載のため、必要な人員（工数）の確保と予算案の提出を議会に対して行うことを求める。」とあるが、これに関しては、地方自治法第242条第1項の財務会計上の行為には当たらないと判断する。

以上のことから当該契約は本件請求人が主張する契約不適合には当たらず、その履行については、違法若しくは不当な契約の履行とはいえないため、請求人の主張は理由がないものと判断する。

3 意見

監査の結果は第4のとおりであるが、監査を進める中で明らかになったのは、会議録作成に対する議事調査課の認識や事務処理方法が適切であったとは言い難いとの事実である。

少人数体制での会議録作成業務の負担の大きさについては理解できるところであるが、会議録の公開は市政の適正な運営と住民等の知る権利の実現に資する重要な役割を果たすものであり、適正な執行が求められる。

本件請求の原因となった会議録のHP掲載の遅れについては、表面的には契約業者の成果品の精度不足が原因とされているが、それを招いたのが契約に係る仕様書の甘さや議事調査課の適切とは言い難い業務の進め方による部分が大きく、また、実際の遅れの原因としてはそれ以上に多岐に亘っており、遅れの指摘に対して精度不足云々を問う前に議事調査課の体制の改善に目を向けるべきであったと考えられる。

行政の監査は民間のものとは違い、ガバナンスに関することまでは権限がないといわれるが、今後このようなことが繰り返されないように健全な運営を目指す管理体制を構築されることを強く希望する。